



令和4年8月30日

担当課	こども総合支援センター
担当者	岩橋、森田
電話	(073) 402-7830
内線	—

## 和歌山市要保護児童対策地域協議会の開催について

和歌山市要保護児童対策地域協議会とは、平成16年の児童福祉法改正により虐待を受けている子供を始めとする要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として法的に位置づけられた協議会のことです。

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子供等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要となります。当協議会は、多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するための調整機関として役割を担っています。

本市においては、平成25年に和歌山市要保護児童対策地域協議会条例を制定し、要保護児童等の早期発見、迅速かつ適切な保護及び支援のための地域における体制の整備、児童虐待の予防及び防止を図るための方策について、年1回当協議会を開催し、有識者及び市関係機関で協議しています。

- 開催日時
  - 令和4年9月2日（金） 15時30分～17時00分
- 開催場所
  - 和歌山市消防局3階 多目的ホール（住所：和歌山市八番丁12番地）
- 協議内容
  - 和歌山市要保護児童対策地域協議会について
  - 令和3年度事業報告について
  - 今後の家庭支援について
- 出席者
  - 要保護児童対策地域協議会の受嘱委員、和歌山市長

